

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和51年7月から53年3月まで

結婚後は、私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたのに、申立期間①及び③が未納に、申立期間②が免除になっている。

私の夫は、昭和47年3月ころに申立期間②の国民年金保険料をA市役所二階の国民年金係窓口で納付した。その時、45から50歳くらいの男性職員と口論になったことを記憶している。「遅れては困る。」と言うので、「そんなにキチキチとは行かない。」と答えたら、「今までの分を抹消する。」と言われて口論になり、「どうぞ。」と捨て台詞を言って、保険料のお金を置いて帰ってきた。その後、市役所からそのことについて何の連絡もなかった。それが、年金記録は、免除申請した覚えが無いのに免除になっている。また、申立期間①及び③については、完全に納付したことを記憶しているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和45年4月から46年3月までについて、申立人は、「結婚後は、私の夫が夫婦二人分をいつも一緒に納付してきたので、片方が納まっていて、片方が納まっていないということは無い。」と述べているところ、その夫の国民年金納付記録を見ると、当該期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できる上、申立人が二十歳に達して国民年金に加入した昭和44年*月以降の保険料納付記録

を見ると、申立人とその夫は保険料納付、免除又は未納の記録が当該期間を除いて一致しており、当該期間について申立人のみが申請免除になっていることは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までについて、申立人は、「免除申請した覚えが無いのに免除になっている。」と述べているものの、当該期間は申立人の夫も申請免除になっている上、申請免除は国民年金被保険者からの申請に基づいて行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

また、「夫が、昭和47年3月ころにA市役所二階の国民年金係窓口で男性職員と口論になり、国民年金保険料のお金を置いて帰って来た。」との主張については、同市から、当時の資料が無く、確認できないとの回答を得ている。

さらに、申立人の夫は、申立期間①及び③について、「結婚後は、私が妻の分もいつも一緒に国民年金保険料を納付してきた。納付したことを完全に記憶している。」と述べているものの、その夫も当該期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、保険料を納付した時期、金額、方法及び場所について「何十年も前のことだから覚えていない。」と述べており、具体的な供述を得ることはできない上、申立人自身は保険料納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及びその夫が申立期間①、③及び②のうち昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年11月まで
② 昭和46年12月から48年3月まで

申立期間について社会保険事務所（当時）から、国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答があった。

私の夫が、A市B支所に婚姻届を提出した時に、国民健康保険と国民年金の加入手続きを一緒に行った。その時B支所の職員から、申立期間の国民年金保険料が未納であると指摘を受け、当該職員に過年度保険料納付書と昭和46年度の国民年金保険料納付書を作成してもらい、その日のうちにB支所に納付した記憶がある。

その後、夫が私を含め家族4人の昭和47年度の国民年金保険料を前納するときに、C納付組合から配布された私の国民年金手帳の検認印欄に申立期間の検認が無かったので、B支所の職員に尋ねたら、A市の台帳に記録してあるという回答があった。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の夫及び義父母も保険料を完納している上、保険料の前納や付加保険料を納付していることから、家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払

出簿により、昭和 48 年 7 月 3 日に払い出され、45 年 3 月 17 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることから、その払出時点では、申立期間①のうち、46 年 4 月から同年 11 月まで及び申立期間②に係る国民年金保険料は過年度保険料となるところ、申立期間当時、申立人の居住していた A 市では、「過年度保険料を納付できる納付書を市役所の窓口へ備え付け、希望する者には当該納付書を交付していたと思われる。B 支所では、国民健康保険と国民年金の窓口が一緒であった。」と回答していることから、申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、「申立期間当時は、水田、イチゴ、畑作物を生産していたが、特にイチゴが好調で出稼ぎしなくても十分に家計を維持できた。」と供述しており、当該申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、前記のとおり、昭和 48 年 7 月 3 日に払い出されており、その時点では、申立期間①のうち、45 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

また、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から47年3月まで

昭和38年から働いており、自分では国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間について確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付済みである上、昭和55年1月以降は付加保険料を納付及び前納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①について、申立人は、「当時は月2万円程度の収入があり、生活環境に大きな変化は無かった。」と述べているところ、申立期間前後における国民年金保険料は納付済みであり、住所に変更も無いことから、申立人の主張に不自然さは無く、当該期間に係る保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、その後の期間が申請免除となっているほか、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は、「市役所から申請免除の案内はがきが来たことを記憶している。」と述べている上、申請免除は被保険者からの申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず

わらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立期間③について、申立人は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録では申請免除とされている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月28日から60年7月1日まで
私は、昭和56年3月14日にB社のグループ会社に採用され現在まで継続して勤務している。しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和59年9月28日に資格を喪失し、60年7月1日に資格取得とされているが、会社を退職した事実も無く勤務は現在も継続しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び事業主から提出された在籍証明書、並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立てに係るB社のグループ会社に継続して勤務し(昭和60年7月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主の回答による申立人に係る昭和59年4月1日の給与月額及び58年10月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人は継続して在籍しており、保険料も控

除していたのは事実で、当社の事務処理上の手違いが原因で厚生年金保険の加入期間に空白が生じることは不本意であり、是正していただきたい。」と回答していることから、事業主が昭和60年7月1日を厚生年金保険被保険者資格喪失日とすべきところ、誤って59年9月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月から60年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 2 日から 45 年 9 月 26 日まで
A 社（現在は、B 社）を退職する際、会社の総務の人からこの紙を持って行けばお金を貰えるとのことであったが、その紙を提出していない。後で脱退手当金という制度を知ったが、お金を貰っていない。
私が脱退手当金を受け取ったというのであれば、受領書が必ず残っているはずである。申立期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、本件の場合、申立期間より前の三つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされていない。

また、脱退手当金の事務処理の流れは通常、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、脱退手当金裁定請求書の受付、被保険者記録事項の調査・確認、脱退手当金裁定伺の起案・決裁、保険給付費支払決議、脱退手当金の支払いとなるが、オンライン記録を確認すると、資格喪失日と脱退手当金支給日が同一日となっているものの、これらの事務処理が同一日に行われたとは考え難い。

さらに、当該事業所で昭和 45 年から 46 年までに資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者のオンライン記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人以外には 1 人しかおらず、この元同僚は、「退職する際、脱退手当金の説明は受けていない。また、受給した覚えもない。」と供述しており、事業主による代理請求の可能性はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年3月16日から同年4月16日まで
昭和59年2月16日にA社に採用され現在まで継続勤務しているが、平成4年3月16日付け異動辞令(グループ内事業所)が同年4月16日付けに変更された際の期間について、厚生年金保険の加入期間とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び事業主から提出された申立人の人事台帳、並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成4年4月16日にA社本店からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本店における平成3年10月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人は継続して勤務しており、保険料も控除しているが、申立人に係る人事異動発令日の変更情報が事務担当者に伝わっていなかったため、平成4年4月16日を厚生年金保険被保険者資

格喪失日とすべきところ、誤って同年3月16日で資格喪失の手続きをした。」と回答していることから、事業主が同年3月16日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月から同年12月まで

申立期間について社会保険事務所(当時)から、国民年金保険料の納付の事実が確認できないとの回答があった。

私は、昭和60年4月9日に会社を退職後、A町からB市へ転入手続をした時に、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒にした記憶がある。

また、申立期間の国民年金保険料は、再就職した会社の給与を原資にB市の国民年金保険料納付書で昭和61年1月以降に、同市内の金融機関に一括納付した記憶がある。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年4月9日にB市役所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているものの、申立期間は、平成12年4月25日に国民年金被保険者期間の記録追加されたことにより発生した任意加入期間における未加入期間であることから、申立期間当時は、国民年金保険料納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、C年金事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、申立期間において申立人の氏名は確認できず、このほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間、46年4月から47年3月までの期間及び51年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 昭和51年7月から53年3月まで

結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたのに、申立期間①及び③が未納に、申立期間②が免除になっている。

私は、昭和47年3月ころに、申立期間②の国民年金保険料をA市役所二階の国民年金係窓口で納付した。その時、45から50歳くらいの男性職員と口論になったことを記憶している。「遅れては困る。」と言うので、「そんなにキチキチとは行かない。」と答えたら、「今までの分を抹消する。」と言われて口論になり、「どうぞ。」と捨て台詞を言って、保険料のお金を置いて帰って来た。その後、市役所からそのことについて何の連絡もなかった。それが、年金記録は、免除申請した覚えが無いのに免除になっている。また、申立期間①及び③については、完全に納付したことを記憶しているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③について、「結婚後は、私が妻の分もいつも一緒に国民年金保険料を納付してきた。納付したことを完全に記憶している。」と述べているものの、その妻も、申立期間①のうち20歳に到達して国民年金に加入した昭和44年10月から45年3月までの期間及び申立期間③の保険料が未納となっている。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した時期、金額、方法及び場

所について、「何十年も前のことだから覚えていない。」と述べており、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は、「免除申請した覚えが無いのに免除になっている。」と述べているものの、当該期間は申立人の妻も申請免除になっている上、申請免除は国民年金被保険者からの申請に基づいて行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が国民年金保険料を免除することは考え難い。

加えて、「昭和 47 年 3 月ころに A 市役所二階の国民年金係窓口で男性職員と口論になり、国民年金保険料のお金を置いて帰って来た。」との供述については、同市から、当時の資料が無く、確認できないとの回答を得ている。

そのほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、昭和36年4月から父母と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は父が当時の納付組織の集金人に集金してもらっていた。

父母の国民年金保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「亡き父が私の国民年金の加入手続きを行い、当時の納付組織の集金人に国民年金保険料を納付していたと聞いている。」と主張しているものの、その父は既に他界しており納付状況についての証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、A市は、「申立期間に係る納付組織又は集金人による国民年金保険料の集金については、資料が無く確認できない。」と回答していることから、申立人の主張を裏付ける関連資料を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録及び市町村が保管している国民年金被保険者名簿でも、申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人の保険料を納付したとする亡き父も、申立期間はオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）で未納とされているほか、亡き父が受給していた「国民年金受給権者台帳」の保険料納付月数とも一致している。

加えて、申立人及びその亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 553(事案 176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 10 月から A 社 B 営業所の臨時職員となり、63 年 4 月から正職員として厚生年金保険に加入した。臨時職員の期間は C 銀行本店に月 10 万円くらいの給料の中から 1 万円以内の国民年金保険料を納付書で毎月納付していたことを記憶している。

再申立てとして、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないのかどうか、また、申立期間の元上司である A 社 B 営業所長及び同社 D 営業所から B 営業所への応援で来ていた元同僚が、私が国民年金保険料を納付していたことを覚えているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 2 年 9 月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であること、iii) 申立期間当時、国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく 20 年 8 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていないのかどうか、また、申立期間の元上司である A 社 B 営業所長及

び同社D営業所からB営業所への応援で来ていた元同僚が、私が国民年金保険料を納付していたことを覚えているので確認してほしい。」として再申立てしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿（昭和36年4月から事務処理がオンライン化されるまで作成。）により59年9月12日から61年4月11日までの記号番号の確認及びオンライン記録において申立人の基礎年金番号以外の番号を確認したものの、申立人の旧姓での氏名は見当たらず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた元上司及び元同僚は、「申立人の国民年金保険料の納付については記憶が無い。」と証言していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな関連資料とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 4 日から 58 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨回答を受けた。

私は、A 大学大学院に在籍していた昭和 57 年 10 月 4 日から 58 年 9 月 30 日までの期間において、B 病院の C 業務職員として勤務し、給与からは厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

それにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者記録が無いため、D 市及び B 病院を再三訪ねたが、「古い記録なので、既に処分されており、確認のしようがない。」と言われた。

私と同様の立場で同病院に勤務していた知人には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している在職証明書により、申立人が申立期間において B 病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に C 業務職員として勤務したことがある同僚等として申立人が名前を挙げた三人について、オンライン記録により確認したところ、そのうちの二人には当該事業所において厚生年金保険の加入記録があるものの、ほかの一人については申立人と同じく厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、すべての C 業務職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、前記の三人のうち話を聞くことができた二人からは、「厚生年金保険に加入させる判断は D 市が行っていたと思う。」、「厚生年金保険の手続は、

A大学と病院側がやりとりしていたと思う。」との証言を得ているものの、D市の担当者は、「申立期間当時の書類が残されていないため、当時の厚生年金保険の取扱いは不明であり、申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料の控除についても不明である。」と回答している。

さらに、前記の話を聞くことができた二人のうち一人は、「私は、大学院に行っていないので、申立人の勤務形態とは異なっていたと思う。また、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除については分からない。」と証言している。

加えて、厚生年金保険の適用事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している延べ 329 人の被保険者記録を確認したが、その中に申立人の氏名は無い。

なお、E国民健康保険組合からの回答により、申立人は申立期間において父の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 48 年 8 月まで (日付不詳)

私は、A社に入社試験を受けて入社した。東洋一という立派なビルの中にある会社で、事務職として働き、すべて保障されており、厚生年金保険料も差し引かれていたことを強く記憶している。また、退職時には退職金も支給された。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務内容等に関する記憶により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の事業主は既に他界しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない上、当該事業所は、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、同年 12 月 12 日には厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は当時の上司や同僚の名前を記憶していないほか、当該事業所において厚生年金保険の加入記録の確認できる複数の元従業員から聴取したものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和 46 年 7 月 19 日に国民年金の強制被保険者資格を取得し、申立期間のうち、同年 7 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、雇用保

険の加入記録も確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。